## 幕別町索道事業運送約款

(適用範囲)

第1条 幕別町の運営する索道事業に関する運送約款は、この約款に定めるところにより行います。この約款に定めのない事項については法令の定めるところにより、法令に定めのないときは一般の慣習によります。

(係員の指示)

第2条 旅客に対し安全輸送と秩序の維持のため必要な場合は、白銀台スキー場又は明野ケ丘スキー場(以下「当スキー場」という。)係員(以下「係員」という。)が指示を行いますが、その指示に対しては必ず従っていただきます。

(運送の引受け)

第3条 当スキー場は、第4条の規定により運送の引受けを拒否する場合を除いては、旅客運送 を引き受けます。

(運送の引受けの拒否)

- 第4条 当スキー場は、次の各号に該当する場合には、旅客運送の引受けを拒否します。
  - (1) 有効な乗車券を所持していないとき
  - (2) 係員の指示に従わないとき
  - (3) 当該運送に関し、旅客から特別の負担を求められたとき
  - (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき
  - (5) 旅客の状態等から運送上の安全を期しがたいと認められるとき
  - (6) 危険品等を所持しているとき
  - (7) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき
  - (8) 前各号に掲げる場合のほか、正当な理由のあるとき

(乗車券の販売)

第5条 当スキー場は、乗車券を券売所において販売します。

(乗車券の効力)

- 第6条 乗車券は、券面記載の条件で使用する場合に限りその効力を有します。
- 2 当スキー場がその使用料を変更した場合は、変更前に発行した乗車券は、その券面表示使用料の額に係わらず通用期限内は有効とします。
- 3 乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は無効とします。
  - (1) 券面記載の条件によらないで使用したとき
  - (2) シーズン券をその記名人以外が使用したとき
  - (3) 改造又は変造若しくは偽造して使用したとき
  - (4) 券面記載事項が判読困難なものを使用したとき
- 4 乗車券の贈与又は転売は禁止します。また、これに反した乗車券は無効なものとし回収します。

(乗車券の確認)

第7条 当スキー場は、旅客の乗車の際、改札にて乗車券の確認をします。

(使用料)

第8条 当スキー場が旅客から収受する使用料は、幕別町スキー場条例(平成17年9月26日条例 第101号)第5条、別表第1及び別表第2に規定する使用料によります。

(運転中止の場合、運送途中の旅客に対する取扱い)

第9条 天災その他やむを得ない事由により、索道の運転を中止した場合の旅客に対しては、運転再開後における有効乗車券の無償交付等、必要な継続運送の措置を行います。

(使用料の払戻し)

第10条 天災又は当スキー場の責任により、索道の運転ができないときは、旅客に対して、別表 の規定により使用料の払戻しを行います。ただし、風雪等により運転に危険を生ずるおそれから一時的に運転を中止する場合は、この限りではありません。

(責任の始期及び終期)

第11条 当スキー場の運送に関する責任は、旅客が第7条の確認がなされたときに始まり、降車 したことをもって終わります。

(旅客の禁止事項)

- 第12条 旅客は、次の行為を行ってはなりません。
  - (1) 搬器からの飛降り又は所定の位置以外で乗降すること
  - (2) スキー又は搬器を揺さぶること
  - (3) スキー、ストック等で索道施設を突くこと
  - (4) 横乗り等危険な姿勢で乗車すること
  - (5) その他安全輸送を妨げる行為をすること

(旅客に関する責任)

- 第13条 当スキー場は、索道の運行によって旅客の生命又は身体を害したときには、これによって生じた損害を賠償する責を負います。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではありません。
  - (1) 索道の運行に関し、当スキー場が法令に規定する注意を怠らなかったこと、索道施設に欠陥 及び機能の障害がなかったこと等が証明されたとき
  - (2) 事故が専ら当該旅客の故意又は過失に基づいて発生したことが証明されたとき

(携帯品等に対する責任)

第14条 当スキー場は、旅客の運送に関して生じたスキーその他の携帯品等の滅失又はき損による損害については、これを賠償する責任を負いません。ただし、その滅失又はき損が当スキー場の過失によるものであるときは、この限りではありません。

(旅客の責任)

第15条 当スキー場は、旅客の故意若しくは過失又は本約款の規定を守らなかったこと等により 当スキー場が損害を受けたときは、その旅客に対して、その損害の賠償を求めます。

(管轄裁判所)

第16条 当スキー場の利用について紛争が生じた時の管轄裁判所は、当スキー場の所在地を管轄 する裁判所とします。

附則

この約款は、公布の日から施行します。

## 別表(第10条関係)

## 白銀台スキー場

券の区分	払戻額の算出方法
1回券	全額を払い戻す。
回数券(13 回券)	払戻しをしない。
3 時間券	未利用時間を 180 で除した数値にリフト使用料を乗じて得た額とする。
	(100 円未満切上げ)
5 時間券	未利用時間を300で除した数値にリフト使用料を乗じて得た額とする。
	(100 円未満切上げ)
30 日券	払戻しをしない。
シーズン券	払戻しをしない。

## 明野ケ丘スキー場

券の区分	払戻額の算出方法
1回券	全額を払い戻す。
回数券(13 回券)	払戻しをしない。
4 時間券	未利用時間を 240 で除した数値にリフト使用料を乗じて得た額とする。
	(100円未満切上げ)